

○大東文化大学動物実験規程

平成29年2月22日

制定

改正 平成31年2月27日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、大東文化大学（以下「本学」という。）の教育職員、学生又は客員  
研究員（以下「研究者等」という。）が実施する動物実験に関する必要な事項を定め、  
実験が適正に実施されることを確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める  
ところによる。

- (1) 「動物実験」とは、本条第2号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的  
製剤の製造その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「実験動物」とは、動物実験の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している  
哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含  
む。）をいう。
- (3) 「動物実験計画」とは、動物実験の実施に関する計画をいう。
- (4) 「動物実験実施者」とは、動物実験を実施する者をいう。
- (5) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を  
統括する専任教員（特任教員を含む。以下同じ。）をいう。
- (6) 「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養又は保管する施設設備をいう。
- (7) 「実験室」とは、48時間以内の実験動物の一時的保管を含む動物実験を行う施設を  
いう。
- (8) 「施設等」とは、飼養保管施設及び実験室をいう。
- (9) 「管理者等」とは、学長、第5条に定める動物実験施設長及び第6条に定める実験  
動物管理者をいう。
- (10) 「指針等」とは、動物実験に関して行政機関の定める基本指針及びガイドライン  
をいう。
- (11) 「人道的エンドポイント」とは、実験動物を激しい苦痛から解放するために実験  
を打ち切るタイミングをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される第2条第1号に定める動物実験に適用される他、本学以外の機関に委託する動物実験においても適用される。

2 遺伝子組換え動物実験については別に定めることとする。

## 第2章 管理責任体系

(学長の職務)

第4条 学長は、本学における動物実験に関する統括責任者として、次に掲げる職務を行う。

- (1) 動物実験の申請又は計画の変更の妥当性を確認し、その可否について決定を行うこと
- (2) 動物実験の遂行状況及びその結果を把握し、実験が適正に実施されるよう必要な措置を講ずること
- (3) 動物実験が適切かつ安全に行われるために必要な基本的事項を定めること
- (4) 動物実験実施者等に対する適切な教育訓練の方針を立てること

(動物実験施設長)

第5条 実験動物、施設等を管理するために、動物実験施設長を置く。

- 2 動物実験施設長は専任教員の中から動物実験に関して優れた識見を有する者を補する。
- 3 動物実験施設長は、第7条に定める動物実験委員会の推薦により、学長が任命する。
- 4 動物実験施設長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 動物実験施設長は、所定の動物実験に関する研修を受講しなければならない。

(実験動物管理者)

第6条 動物実験施設長を補佐し、実験動物を主に管理するために、実験動物管理者を置く。

- 2 実験動物管理者は専任教員の中から実験動物に関して優れた識見を有する者を補する。
- 3 実験動物管理者は、第7条に定める動物実験委員会の推薦により、学長が任命する。
- 4 実験動物管理者の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 動物実験施設長は、所定の動物実験に関する研修を受講しなければならない。

## 第3章 動物実験委員会

(委員会の設置)

第7条 学長は、第1条に掲げる目的を達成するために、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の所管事項）

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 動物実験申請書等に関する事項
- (2) 動物実験の実施に係る教育訓練に関する事項
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関する事項
- (4) 動物実験の実施に係る自己点検・評価に関する事項
- (5) その他動物実験の適正な実施に関する事項

（委員会の組織）

第9条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。この場合において、各委員はそれぞれ他を同時に兼ねることができない。

- (1) 動物実験施設長
- (2) 実験動物管理者
- (3) スポーツ・健康科学研究科担当専任教員 1名以上
- (4) スポーツ・健康科学部専任教員 1名以上
- (5) その他学識経験者 若干名

2 前項第3号から第5号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により選出する。

4 委員会に副委員長を置く。副委員長は、委員長が指名する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があった場合又は委員長が欠けた場合は、その職務を代行する。

（会議）

第10条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会の会議に出席させ、意見を求めることができる。

5 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

#### 第4章 動物実験の審査手続

(申請手続)

第11条 動物実験責任者は、動物実験を実施する場合、事前に動物実験申請書（様式第1号）（「以下「申請書」という。）を学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の申請があった場合は、委員会に諮問するものとする。
- 3 安全管理に特に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体等を用いる実験）については、当分の間実施しないこととする。

(通常審査)

第12条 委員会は、前条第2項の規定により学長より諮問を受けた場合は、申請書及びその他の添付資料に基づき、次に掲げる事項の審査を行い判定する。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
  - (2) 代替法の利用
  - (3) 実験動物の使用数
  - (4) 苦痛の軽減
  - (5) 必要に応じ、人道的エンドポイントの設定
  - (6) 適切な安楽死の設定
- 2 委員会は、申請を行った動物実験責任者等に出席を求め、申請の内容や意見を聞くことができる。
  - 3 委員は、自ら参画する動物実験計画の審査に加わることはできない。

(迅速審査)

第13条 前条第1項にかかわらず、委員長が、当該研究計画が次の各号に該当すると認める場合は、迅速な審査を行うため審査手続を簡略化することができる。

- (1) 他の研究機関との共同研究であって、既に当該研究について共同研究機関の動物実験委員会の審査を受け、その実施について適切である旨の意見を得ている審査
  - (2) 既に本委員会において承認を受けている動物実験計画であって、軽微な変更である審査
  - (3) 同様の審査実績（前例）があるものに関する審査
- 2 前項各号の審査は、委員長が書面により行い、その判定を決する。
  - 3 前項の審査結果は委員会の意見として取り扱い、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。

(判定)

第14条 申請された動物実験計画の判定は、次の各号に掲げる区分により行うものとする

る。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(審査結果の報告)

第15条 委員長は、前条に規定する判定結果を動物実験審査結果報告書（様式第2号）により、速やかに学長に答申しなければならない。

(決定と通知)

第16条 学長は、委員会の意見を尊重し、申請の可否について決定し、その結果を動物実験審査結果通知書（様式第3号）により、原則として申請書が提出された日の属する月の翌月末までに、動物実験責任者に通知しなければならない。

2 前項の通知が、第14条第2号から第5号のいずれかに該当する場合には、その理由等を通知書に明記するものとする。

(再申請)

第17条 第14条第3号又は第4号に該当する旨の通知を受けた動物実験責任者は、申請内容を修正の上、第11条に定める手続に従い、再申請を行うことができる。この場合の手続は、原申請について規定する手続を準用するものとする。

(条件付き承認)

第18条 第14条第2号に該当する旨の通知を受けた動物実験責任者は、通知書を受領してから14日以内に、修正した書類等を学長に提出しなければならない。学長は、委員長に諮問し、委員長により承認の条件が満たされたと認められた場合は、承認とする。

(審査に対する異議の申立)

第19条 第16条の審査結果の通知に異議のある動物実験責任者は、異議申立の根拠となる資料等を添えて、当該通知を受けた日から14日以内に、学長に対し、書面により異議申立をすることができる。ただし、異議申立は、同一の事案につき1回に限るものとする。

2 学長は、前項の規定により異議申立があった場合は、当該異議申立の趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再審査を行うか否かを決定し、再審査を行うと決定した場合、委員会にそれを諮問するものとする。

- 3 委員会は、前項の諮問があった場合、当該不服申立について審査し、判定を行うものとする。
- 4 前項の判定の区分については、第14条各号の規定を準用する。
- 5 委員長は、審査の結果について、速やかに学長に答申するものとする。
- 6 学長は、委員会の答申を尊重し、申請の可否を決定し、その結果を動物実験責任者に通知するものとする。

## 第5章 動物実験の実施

### (動物実験の実施)

第20条 動物実験は実験室で行うこととし、実験に際しては「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年10月1日法律第105号。以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年4月28日環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、「研究機関等における動物実験の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）及び「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（平成18年6月1日日本学会会議。以下「ガイドライン」という。）を遵守しなければならない。

### (動物実験の変更)

第21条 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更する必要がある場合は、速やかに動物実験変更申請書（様式第4号）を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により申請が行われた場合の手続きは、第12条から第19条の規定を準用する。

### (実験等の終了又は中止の報告)

第22条 動物実験責任者は、承認された研究が終了した場合又は研究を中止した場合は、速やかに動物実験終了・中止報告書（様式第5号）、動物実験結果報告書（様式第6号）により学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定による報告を受けた場合は、委員会に回付するものとする。

### (施設等の設置)

第23条 動物実験施設長は、施設等を設置する場合、施設等設置申請書（様式第7号）を学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の申請があった場合は、委員会の審議を経て、申請の可否について決定するものとする。

## 第6章 安全管理

(危害防止)

第24条 動物実験施設長は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めておかなければならない。

2 動物実験施設長は、実験動物が施設等の外に逸走した場合には、速やかに関係機関に連絡しなければならない。

3 動物実験施設長は、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。

4 動物実験施設長は、実験動物の飼養や動物実験の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

## 第7章 教育訓練

(教育訓練)

第25条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、次に掲げる事項に関する教育訓練を受けなければならない。

(1) 関連法令、指針等、本学の定める規程等

(2) 動物実験の方法に関する基本的事項

(3) 実験手技に関する事項

(4) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項

(5) 安全確保に関する事項

(6) その他適切な動物実験の実施に関する事項

2 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名に関する記録を保管しなければならない。

## 第8章 自己点検・評価・検証

(自己点検・評価・検証)

第26条 学長は、委員会に対し、法、飼養保管基準、指針等への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。

2 委員会は、動物実験の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告する。

3 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けることとする。

## 第9章 情報公開

(情報公開)

第27条 学長は、本学における動物実験等に関する情報を毎年1回程度公表するものとする。

る。

## 第10章 雑則

### (事務)

第28条 委員会に関する事務は、研究推進室が行う。

### (補則)

第29条 この規程に定めのない事項については、法、飼養保管基準、基本指針及びガイドラインの定めによる。

2 この規程に定めるものの他、動物実験に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

### (規程の改廃)

第30条 この規程の改廃は、学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。

### 附 則

1 この規程は、平成29年2月22日から施行する。

2 規程施行後の第5条に規定する最初の動物実験施設長、第6条に規定する最初の実験動物管理者及び第9条に定める委員会の最初の委員の任期は、第5条第4項、第6条第4項及び第9条第2項の規定にかかわらず、委嘱された日から平成31年3月31日までとする。

### 附 則（平成31年2月27日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。



様式第1号

年 月 日

大東文化大学学長殿

動物実験責任者

所属：

職名：

氏名：

㊦

動物実験申請書

新規・再申請・年度更新

※受付番号（ ）／審査（通常審査・迅速審査）

研究課題名 実習課題名	
研究の目的、意義、 必要性	
研究概要と実験方法	研究概要（研究計画と方法について、その概要を記入すること。）
	実験方法（動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」、「動物の苦痛軽減・排除方法」との整合性をもたせること。必要に応じて人道的エンドポイント・術後管理等を記入すること。）

動物実験責任者名 動物実験実施者名	氏 名	部 局 名	職 位	教育訓練受講日

実験実施予定期間	年 月 日～ 年 月 日						
施設等	飼養保管施設					実験室	
使 用 動 物	動 物 種	系 統	性 別	匹 数	微生物学的品質	入手先(導入機関名)	備 考

動物実験の種類 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 試験・研究 <input type="checkbox"/> 2. 教育・訓練 <input type="checkbox"/> 3. その他	動物実験を 必要とする理由 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。 <input type="checkbox"/> 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。 <input type="checkbox"/> 3. その他
---------------------	---	------------------------------	--

想定される 苦痛の 카테고리 SCAW1987による (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。 <input type="checkbox"/> C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレスまたは痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 <input type="checkbox"/> D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 <input type="checkbox"/> E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近いまたはそれ以上の痛みを与えると思われる実験。
動物の苦痛軽減、 排除の方法 (該当項目を全て■)	<input type="checkbox"/> 1. 短時間の保定・拘束および注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。 <input type="checkbox"/> 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。 <input type="checkbox"/> 3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 (具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入： ) <input type="checkbox"/> 4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 <input type="checkbox"/> 5. その他(具体的に記入： )
安楽死の方法 (該当項目を全て■)	<input type="checkbox"/> 1. 麻酔薬等の使用(具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入： ) <input type="checkbox"/> 2. 炭酸ガス <input type="checkbox"/> 3. 中枢破壊(具体的に記入： 法) <input type="checkbox"/> 4. 安楽死させない(その理由を記入： )
動物死体の処理方法 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 大学内で焼却 <input type="checkbox"/> 2. 外部業者に依託 <input type="checkbox"/> 3. その他(具体的に記入： )
その他必要または 参 考 事 項	(過去の動物実験計画書承認実績、学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する。)

- ※欄には記入しないでください。
- 審査の対象となる実験計画書及び審査する上で判断材料となる先行研究事例等を添付してください。
- 動物実験実施者が学生の場合、「動物実験責任者名・動物実験実施者名」欄の「部局名」は「所属学部(研究科)・学科(専攻)」、「職位」は「学年」と読み替え記入してください。人数が多い場合、記入欄は適宜追加してください。また実習、ゼミ・卒業研究の場合は、動物実験実施者欄への記入に代わり、受講者名簿を添付しても結構です。
- 共同研究等、他の研究機関と共同して実施される研究で、当該研究機関の動物実験委員会の承認をすでに得られている場合には、その結果通知書の写しを添付してください。
- 各項目について添付する実験計画書に記載されている場合は、項目欄に該当ページを記入することにより、詳細な記載を省略できます。

様式第2号

年 月 日

大東文化大学学長 殿

動物実験委員会  
委員長

㊦

動物実験審査結果報告書

受付番号 ( )

研究課題名/実習課題名

動物実験責任者名

貴殿から諮問のあった上記研究課題/実習課題について、当委員会で（通常審査・迅速審査）した結果、次のとおり判定しましたので報告します。

記

- 1 判定結果（判定結果通知番号 )
- 2 判定理由
- 3 動物実験責任者への意見等

様式第3号

年 月 日

動物実験責任者 殿

大東文化大学  
学長

㊦

動物実験審査結果通知書

受付番号 ( )

研究課題名/実習課題名

動物実験責任者名

記

貴殿からの申請について、以下のとおり判定しましたので通知します。

- 1 判定結果 (判定結果通知番号 )
- 2 判定理由
- 3 動物実験責任者への意見等

様式第4号

年 月 日

動物実験変更申請書

大東文化大学学長 殿

所属・職位

動物実験責任者

㊦

大東文化大学動物実験規程第21条第1項に基づき、動物実験計画の変更を下記のとおり申請します。

記

1. 判定結果通知番号 \_\_\_\_\_

2. 変更事項\*

(※実験方法および動物実験責任者の変更は、「動物実験申請書」(様式第1号)を併せて新たに提出すること。)

1) 動物実験実施者の変更

2) 実験動物種及び使用数等の変更

3) 実験実施期間の変更

4) その他の変更

3. 変更の理由

様式第5号

年 月 日

大東文化大学学長 殿

所属・職位

動物実験責任者

㊦

動物実験終了・中止報告書

大東文化大学動物実験規程第22条第1項の規定に基づき、動物実験計画を、下記のとおり（終了・中止）しましたので報告いたします。

記

1. 判定結果通知番号 \_\_\_\_\_

2. 実験（終了・中止）年月日 年 月 日

3. 実験動物の処分年月日 年 月 日

4. 中止の場合、その理由

5. 備考

様式第6号

年 月 日

大東文化大学学長 殿

所属・職位

動物実験責任者

㊤

動物実験結果報告書

大東文化大学動物実験規則第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 判定結果通知番号	
2. 研究課題名／実習課題名	
3. 実験の結果 (該当項目にマークし、その概要を簡潔に記入)	<input type="checkbox"/> 計画どおり実施 <input type="checkbox"/> 一部変更して実施 (*) <input type="checkbox"/> 中止
	結果の概要
4. 成果 (予定を含む) (得られた業績、例：雑誌論文、図書、工業所有権などについて、著者名、論文標題、雑誌名、巻・号、発行年、頁、出版社などを記載、必要に応じて別紙に記載)	
5. 特記事項	

\* 動物実験変更申請書により、変更が承認されていること

施設等設置申請書

大東文化大学学長 殿

所属・職位

動物実験施設長

㊦

大東文化大学動物実験規程第23条第1項の規定に基づき、下記施設等の設置について申請します。

1. 施設等の名称	
2. 施設等の概要	1) 施設等の面積：(          m <sup>2</sup> ) 2) 実験に使用する実験動物種： 3) 実験設備（特殊装置の有無等） 4) 逸走防止策（前室の有無、窓や排水口の封鎖など） 5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策
3. 委員会記入欄	調査年月日：          年          月          日 調査結果： <input type="checkbox"/> 申請された施設等は規程に適合する。 <input type="checkbox"/> 申請された施設等は規程に適合しない。 意見等：
4. 学長記入欄	決定日：          年          月          日  判定結果： 判定理由：  意見等：

添付資料 1) 実験室の位置を示す地図  
 2) 実験室の平面図